

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 24 年 3 月 5 日現在

機関番号 : 17501

研究種目 : 基盤研究 (C)

研究期間 : 2008 年度 ~ 2010 年度

課題番号 : 20530308

研究課題名 (和文) 8-9 世紀イタリア北部諸都市における私文書作成の経済的機能

研究課題名 (英文) Economic function of private charters in Northern Italian cities in 8th-9th century.

研究代表者

城戸 照子 (KIDO TERUKO)

大分大学・経済学部・教授

研究者番号 : 10212169

研究成果の概要 (和文) :

8-9 世紀のイタリア北部諸都市には、ランゴバルド時代以降の契約慣行や文書作成慣行が連続しており、書記 notarius ノタリウスが裁判集会文書だけでなく、多くの私文書（売却・譲与・遺言・交換他）を作成した。その際重要なのは、手早い筆記が可能な「新イタリア筆記体」というノタリウスの書体であった。ノタリウスは、9 世紀後半の土地所有者と直接耕作者（自由農民）との間の農地契約も作成しており、農村でも文書作成が重要視されている。ノタリウスは王都パヴィアや司教座教会などで学び、書記としての技能を得たと考えられる。この意味で、文書行政を支える書記が、中世イタリア北部の都市と農村を結びつけていたといえる。

研究成果の概要 (英文) :

The 'notarii' (scribes) wrote a lot of documents in the 8th-9th century, not only public deeds like recorded court cases (placita), but also private charters (agreements, donations, testaments, exchanges, other legal instruments), in northern Italian cities. The notaries were needed to sustain a custom of contractual acts and usages of charters from the Lombard era. The 'new Italian cursive' script was used for a redaction of private charters because of its speed for writing and practicalities. The notaries wrote many agrarian contracts between land owners and free peasants in the latter half of 9th century. That shows us the importance of usages of charters in rural economy. The notaries might have studied in the palace of Pavia, king's city, or around cathedrals of each city for training of writing. In this context, the scribes combined cities with the countryside.

交付決定額

(金額単位 : 円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総 計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野 : 社会科学

科研費の分科・細目 : 経済学・経済史

キーワード : ノタリウス・公証制度・私文書・農地契約・裁判集会

1. 研究開始当初の背景

2000 年代後半、中世初期イタリア北部の都市を考察するために重要な視点として、以下の 3 点があった。①ランゴバルド時代からカロリング時代、「イタリア王国」時代という政治史の中での都市の位置づけ、②都市=農村関係を基盤とする経済関係における教会領主の所領経営という分析視角、③イタリア北部における個人の契約（売却・譲与・遺言・交換）を記録した私文書の伝来数の相対的多さの評価と私文書研究。

研究動向においては、考古学成果やイスラーム研究などの新しい潮流を取り入れた総合的地中海史を目指すウィッカム（英）の研究動向、伝統の歴史地理学と精緻な史料研究に基づくトゥペール門下（仏）の多様な業績、イタリア北部の地域研究を深め史料発掘を進めるフマガッリ門下（伊）の労作と、注目すべき点は多様であった。相互に重なるところも対立する立場もある。応募者は、それぞれの研究動向に注目しつつ、上述③の分析視角を、本研究課題の申請課題とした。

応募者自身の研究の方向性においては、従来、②の分析を続けていた。農村だけでなく、常に都市=農村関係を常に意識しつつ、大教会領主である修道院の所領経営に注目していた。イタリア北部ではヨーロッパの他地域と違い、古代から中世初期の移行期にあたる 6 世紀から 8 世紀にも都市的集落、特に司教座教会のある都市は、その中心地機能を低下させつつも存続していたからである。

またイタリア北部の大修道院であるボッビオ修道院やサンタ・ジュリア・ディ・ブレシャ修道院の所領明細帳に記載された所領には、農村部の所領と都市部の所領が併記されている。都市部の所領では、船着き場の所有とその使用料の徴収など都市機能に関わる収入を得ていた。こうした点で、農村経営に重心を置くと思われる修道院でも、中世初期から都市と農村の両方の領域にまたがる経営を、行っていたのである。またサンタ・ジュリア・ディ・ブレシャ修道院はそもそも本院がブレシャのキヴィタス内にあって、中世初期北部イタリアにおいては、修道院は既存の集落から孤絶した場所に建立されたわけではない。その意味ではイタリアの農村構造を解明するためには、都市との関係を必ず検討しなければならないという問題関心は、応募者に常にあった。

こうした問題関心は、経済的諸関係を支える文書行政とその実務能力を有する文書の書き手=書記の検討にも拡延していった。イタリア北部の都市部では、公文書、私文書を問わずその書記として、notarius ノタリウスの存在が注目される。文書の末尾に、書記の

称号と署名が書かれているからである。

修道院で作成された所領経営のための書付としての所領明細帳は、おそらく修道士の手によるものであるが、' breve' に分類される私文書である所領明細帳には、書き手の署名は記載されない。もちろん、ノタリウスの称号も登場しない。そもそも所領明細「帳」と総称されるものの、これら ' breve' には羊皮紙をつないだ巻き物の形態で伝來したものも多い。

修道院内部での書付を書く能力のある修道士が、都市および農村での文書作成にどれほど関わっているか、都市と修道院の関係が近接していると思われる中世のイタリア北部では、修道院が写字生とあわせて書記の、いわば「学校」足り得ていたか、応募者には常に検討課題として意識されていた。

応募者が従来研究してきた修道院の所領経営を支える文書作成技能を、広く当時一般的だった書記の存在と実務能力の普遍性の中に、いかに位置付けるかという点は、本研究課題の背後にある大きな問題意識である。

2. 研究の目的

本研究では、8-9 世紀イタリア北部の契約関係を支える私文書の多さに注目してそれを分析し、文書作成と保存、契約に関する法観念を支えたものが何かを考察して、イタリア北部の都市社会構造を解明することを目的とした。

具体的には、以下の 5 つの目的を考えた。
①8-9 世紀のイタリア北部における識字率の高さを背景に、契約関係を支える私文書の伝来数の多さから、当時の契約における文書主義の伝統的重みを確認する。
②中でも応募者が関心をもつ土地経営に関する証言として、農地契約文書がとりわけ 9 世紀後半にイタリア北部でどのように利用されたかを確認し、農地契約とその作成慣行が果たした役割を考察する。
③文書を実際に書く書記の社会的地位やどこで育成されたかなどの実態を明らかにする。それにより、一般にいわれる中世初期イタリアの文書主義の要である書記の姿を提示する。ただし、この中世初期の書記であるノタリウスと、中世後期にコムーネ行政や都市経済の契約慣行を支える公証人ノタリウスとの連続関係や系譜関係は、本課題では取り上げない。
④応募者の展望に基づき、修道院で私文書を作成する能力のある修道士が、修道院の外部で文書行政に関わっていないか、逆に書記を教育する場として修道院が果たしていた役割がないか、考察する。特に王権による土地寄進による創設以来、政治権力と関係の深い大修道院で、こうした交流の可能性がないか明らかにする。
⑤書記が

都市の司教座教会もしくは修道院などの教会領主のもとで、読み書きの教育を受けたとしたら、そこには教育や人材育成という中心地機能があると評価できる。こうした観点から、中世初期の都市を再検討する。

3. 研究の方法

都市に根付いていたといわれる私文書作成慣行の分析から、その社会を考察することとした。具体的には、私文書の作成にあたる書記 *notarius* の役割や書記による文書作成の特徴を分析することから着手した。次いで史料論の研究動向を追跡し、史料原本の書体と物的体裁の確認も含めた史料研究を手がけた。研究動向追跡のため、英仏伊の新しい研究に常に注目して閲読した。

具体的な進行は、以下 3 点のとおりである。
① 私文書作成を支える書き手のノタリウスについては、多くの研究成果を検索して閲読した。まずイタリア学界の研究成果として、L. B. ランジェリの業績に注目した。ランジェリは古文書学者として、イタリア北部の書記ノタリウスについて、ラゴバルド時代からの連續を強調し、また中世初期ヴェネツィアの文書作成についてもその文書主義の伝統を評価している。中世後期についてはジェノヴァとヴェネツィアの地域比較をするなど、地域比較の分析視角も知ることができた。

さらに書記ノタリウスの文書行政における一般的な位置づけとその重要性については、フランス学界の F. ブガールの業績の多くを参照した。ブガールは、とりわけカロリング期の巡回裁判集会制度の専門家で、裁判記録である数多くのノティティアを涉獵し、分析している。この裁判集会の記録自体は、私文書ではなく王権・皇帝権に関わる公的な記録となるが、この裁判集会記録を書くのが、書記ノタリウスなのである。

ノタリウスの称号を持つ書記がどのように育成されるかは、私文書の世界だけからでは不明だが、ブガールによれば王権・皇帝権による巡回裁判集会の記録を書く書記として、彼らは権力の近辺に存在した。具体的には、ラゴバルド期とカロリング期に恒常に王の宮廷が位置した都市パヴィアで研鑽を積み、王の役人である巡察使が巡回する裁判集会に同行したと思われる。*notarius* の称号に *sancti palatii* という王宮パヴィアへの帰属を形容される書記ノタリウスが、ブガールによるこうした想定を裏付ける。

② 書記ノタリウスの実際の文書作成について、古書体学および古文書学の見地からの検討については、まず N. エヴァレットや R. マッキタリックらイギリス学界の研究者による研究成果の確認から着手した。ラゴバルド期およびカロリング期の一般的な識字率の高さの肯定的評価については、イギリス

学界の近年の成果が一番多い。そのうえで、ランジェリ、P. カンマローザノらの研究から、「新イタリア筆記体」(la scrittura corsiva nuova italiana) という、カロリング小文字ではないラゴバルド時代以来の筆記体の書体が長期にわたって使用されていたことが明らかになった。

研究上有益であったのは、専門領域におけるヨーロッパでの研究動向分析だけではない。応募者は同時期に「西洋中世文書の史料論的研究」[平成 20-23 年度科学研究費補助金（基盤研究 B）研究課題番号 20320117]（九州大学・岡崎敦教授）の連携研究者であったため、こうした研究会での議論や検討事項を通して、広くヨーロッパ中世全域の史料問題について、多様な学界動向を学ぶことができた。

これらの研究動向を踏まえて、応募者は現地古文書館での文書の閲覧を手がけた（2010 年 3 月ミラノ市・国立ミラノ古文書館）。応募者は古書体学については残念ながら専門ではなく「新イタリア筆記体」がそもそも難読の書体であることから、古文書学の見地からの新しい知見を付け加えることはできないが、それでも文書自体の全体のレイアウトから明らかになることがあった。応募者は 9 世紀の農地契約文書（私文書）の原本 4 通・单葉（羊皮紙 1 枚のもの）の閲覧を申請した。

「新イタリア筆記体」書体による語の連続や省略の多さ、末尾の証人数の多さ、それに伴う証人署名の行数の多さ、証人個人の自筆署名の書体の多様さ、文書を書いた書記 *notarius* の署名が必ずあることなど、書式上の特徴を見て取ることができた。

これら古文書の原本については、重要な文書が年代を追ってファクシミリ版で刊行され書籍化されている (*Chartae Latinae Antiquiores*)。ただし、本課題が対象とした時代のイタリアの文書が刊行された巻は残念ながらまだ日本の図書館には所蔵されておらず、現地調査が必要だった。今後ファクシミリ版の史料集の所蔵が可能になれば、こうした検討も国内で進展させることができると思われる。しかし中世初期イタリア北部の文書は原本で伝来しているものが数多くあり、ファクシミリ版に収蔵・刊行されないものも少なくない。いずれにせよ、現地古文書館での閲覧と検索は、ファクシミリ版の利用と並行させて、現段階でも研究進展のための不可欠の方法といえる。

③ こうして進めた研究については、個別に報告して、多くの研究者のご批判ご検討を頂きながら、さらに作業を進展させていった。特にいくつかのイタリア史の研究会では、時代が異なる研究者にも 8-9 世紀の社会経済状況を説明し、質問を頂くことで研究を客観視することができ、有益であった。後述するよ

うに、2011年7月に、関西イタリア史研究会で報告し、カロリング政権の位置づけと10世紀後半から11世紀にかけて、裁判集会開催を中心とするドイツ王権・皇帝権の進展について紹介した。改めてカロリング朝の裁判制度の伝統が根強く残ったことを、確認できた。

4. 研究成果

簡単にまとめると、以下5点の研究成果を得ることができた。

①都市的集落における、ランゴバルド時代の文書作成慣行や私的契約における法的観念がカロリング時代にも連続することを確認できた。②ランゴバルド時代以降の文書作成慣行を支えた書記の新イタリア筆記体 (*la scrittura corsiva nuova italiana*) の重要性が明らかになった。③書記 (*notarius*) が特定の職能集団であるかどうかはなお不明だが、この称号をもつ書記の存在は、私文書のほかに同時代の裁判集会文書の記録にも不可欠の存在であり、聖俗の政治権力の行政組織と一定の関係があることが分かった。④イタリアの現地古文書館での検索・閲読により、8-9世紀イタリア北部の私文書が新イタリア筆記体で書かれていること、文書末の証人名（自筆）が多いことを確認できた。⑤都市=農村関係を経済的に支える農地契約と所領明細帳が、私文書として当時の文書作成慣行に位置づけられることを確認した。

①については、通説となつてはいるが中世初期におけるランゴバルド法の影響の大きさを再確認することができた。ローマ法自体の継承も、地域によってテオドシウス法典とユスティニアヌス法典がそれぞれ異なるやり方で継承されているのがわかる。それに加えて、ランゴバルド法（北イタリアでラテン語で書かれて継承された）が継承されたことで、社会における法観念の伝統の堅固さが再確認される。

また、本課題では私文書を検討する際に、遺言や家族間での贈与など親族関係における財の移転については、取り上げることができなかった。しかし、こうした法関係、契約関係において、ランゴバルド期とカロリング期との連続を検討しうるという可能性に気付かされた。特にブガールの研究などを手掛かりに、今後の検討課題としたい。

②については、古文書学と古書体学の知識がさらに必要であることを痛感した。ただし、この新しい書体が、かつてはあまりに崩れた書体として中世初期の書記の文書作成能力の低さ、識字能力の低さを証明する証とされていた点が印象的である。現在の学界では、この書体で文書を書く場合のスピード、実務性の高さが逆に高く評価され、教会とともに俗人も文書主義の伝統を遵守している証拠

と評価が逆転したところが、興味深い。

③については、書記ノタリウスの育成の場としての王都パヴィアの重要性を再確認した。イタリア北部の都市の中でパヴィアは12世紀の火災で古文書が喪失されたこと、また成長著しいミラノの支配下にはいったこともあって、中世盛期以降の研究では注目されてこなかった。中世初期においてはランゴバルド、カロリング両王朝の拠点となり、政治的経済的にも重要である。ただし応募者はミラノとともにパヴィアの古文書館も訪問したが、中世初期の古文書はミラノ古文書館のほうに移動されており、閲読することはできなかつた。いずれにせよ、962年のオットー朝到来までの宮廷所在地としてのパヴィアの重要性が再確認された。

また職能集団としてのノタリウスが存在したかという問題について、応募者はまだ肯定的な評価を下すことができない。また修道院および司教座教会周辺でのラテン語教育の可能性については、一般に通説となつてはいるものの、なお明確にはできない。たとえば、ルッカには多くの農地契約文書がある一方、司教領の所領明細帳が存在する。しかしその所領明細帳は、新イタリア筆記体ではなく、写字生の筆記した活字体で書かれているという。応募者の想定した、修道院でのラテン語教育がノタリウス育成に結び付くのではないかという仮説は、今のところまったく実証されず、今後の検討課題にとどまっている。

④については、証人の署名（自書）が持つ重要性については、古書体学で多くの検討がある。文献検索によって従来の研究成果が確認されたので、今後多くを閲読したい。

⑤については、書記ノタリウスが書く農地契約と、修道士が書く所領明細帳に繋がりがあったかどうか、ノタリウスの署名からは明らかにできぬ。所領明細帳には書記の署名がないからである。しかし、いずれもが新イタリア筆記体と呼ばれる、手早く書ける実務文書としての体裁をとる書き方で書かれているという共通点は、重視したい。いずれにせよ、土地所有者と直接耕作者（自由農民）との間に結ばれる農地契約を介して、都市と農村の両方に共通する基盤としての法観念を見て取ることができる。この点は、中世初期の都市=農村関係を考察するうえで、大きな成果といえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

城戸照子、研究動向：8-9世紀における北イタリアの文書作成と農村、経済論集（大分大

学経済学会)、査読無、第63巻、第5・6号、
2012年、pp.89-107.

[学会発表] (計1件)

研究動向:8-10世紀北部イタリアの社会構造
—カロリング政権の再考—、関西イタリア史
研究会、同志社大学(今出川キャンパス)、
2011.7.3

[図書] (計0件)

[産業財産権]

- 出願状況 (計0件)
- 取得状況 (計0件)

[その他]

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

城戸 照子 (KIDO TERUKO)
大分大学・経済学部・教授
研究者番号: 10212169

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし